

令和9年度「川西市アステ市民プラザ」登録グループ申請手続きについて

1. 登録グループとは

アステ市民プラザの登録グループとは、下記の「2.登録の資格条件」が整った団体で、アステ市民プラザを原則、定期的に使用するために登録された団体をいいます。

2. 登録の資格条件

登録グループになるためには、次の項目がすべて整っている必要があります。

- (1) 活動目的が生涯学習活動及び社会教育活動の一環として認められること。
- (2) 活動目的、組織運営、会費等について定めた会則があること。
- (3) 会員の加入又は脱会は自由とし、常に公平で民主的な運営が行われていること。
- (4) 原則として10人以上で構成し、かつ、その過半数(全体の半分より多い数)が市内に在住又は在勤していること。
- (5) アステ市民プラザを使用するときは、概ね10人以上で活動できること。
- (6) 登録グループ申請書に記載の事項に同意すること。

同意していただく事項は次のとおりです。

- ✓ グループの活動目的は、免許や資格などの取得のためでなく、会員相互の自主学習活動を通じて仲間づくりや習得した知識・技術を地域社会に還元することです。
- ✓ グループの運営については、会員の総意により決定します。
- ✓ グループの代表者は、会員の総意により市内在住者または在勤者から選出され、グループの運営を円満に進めるよう努力します。
- ✓ グループの指導者・講師は、会員の相互学習の援助者として活動できる者を会員の総意により選定します。また、指導者・講師が、グループの代表者を兼務しません。
- ✓ グループの入会金、会費、材料費並びに指導者・講師への謝礼金は、アステ市民プラザの指導する範囲内において、可能な限り低額とします。また、指導者・講師への謝礼として、交通費、中元、歳暮等の名目で金品を渡しません。
- ✓ グループ名、活動内容、代表者の連絡先等の情報を公開します。

次の事項に該当する場合は登録できません。

- (1) グループの活動目的が営利、政治、宗教であったり、それらに類する団体を母体とする場合。
- (2) 会員や指導者・講師の生業の全て、または一部を営むための活動である場合。
- (3) 楽器演奏・カラオケなど、発生させる音が他のグループ活動等に影響を及ぼす場合。
- (4) 登録グループ申請日時点で、他の川西市の公共施設の登録グループである場合。

3. 登録の手続き

登録には次の書類を作成し、令和8年9月7日(月)までにご提出ください。(郵送・メール可)

- (1) アステ市民プラザ登録グループ申請書(同意事項、実績報告、計画を含む)
- (2) 会則(様式任意) ※用紙はA4縦でお願いいたします。
- (3) 会員名簿(様式任意) ※令和9年度の会員名簿には、氏名、住所、電話番号をご記入ください。

また、市内に在勤の方は勤務先をご記入ください。

- (4) 書類に不備がある場合は、登録の承認ができないことがあります。

提出先：〒666-0033 川西市栄町25番1-601号 アステ川西6階

川西市アステ市民プラザ（午前9時から午後9時まで受付）

4. 登録の申請

翌年度の登録の申請手続きは、年度毎に申請が必要です。

継続して活動が続けられる場合であっても、毎年、登録グループ申請が必要となります。

5. 登録事項の変更及び解散の届

登録グループは、次に該当するときは、速やかにその旨届け出てください。

- (1) 登録事項を変更したとき。
- (2) 登録資格の事項を欠くことになったとき。
- (3) 登録グループを解散したとき。

6. 登録グループとしての使用の上限

より多くの方にご使用いただくために、登録グループとしての優先使用予約は1か月につき2回までとし、1回の連続使用は4区分(3時間50分)までとします。これらの使用の上限は、不定期使用のグループも同様です。

なお、上限を超えて予約する場合、一般使用の受付開始日より、申し込むことが可能です。(受付開始は、ご利用の3箇月前の10日。ただし、土・日・祝の場合は、翌平日開館日になります。)

また、行政及びホール全面使用者様が優先となるので、使用できない場合があります。

あわせて、ホール全面を除く優先使用予約分の申込期間は、使用を希望する日の属する月の4箇月前の月初日から同月14日までです。(その期間中に使用申し込みがなかった場合は、優先使用予約の希望枠を、確保しかねますのでご注意ください。)

登録グループ名で以下の利用をした場合は、登録を取消しします。

- ・個人利用
- ・他のグループが利用
- ・申請した活動内容と異なる利用

7. 使用の取消・変更について

原則として、申し込み手続き後は、使用料の全額返金はできません。

申し込み手続き後、使用者の都合により使用日の取消・変更される場合は、下表のとおり返金します。なお、付属設備については全額返金します。

※返金は口座振込になります。また、返金額は取消・変更の手続きに来館された日を基準に計算します。詳しくは、当プラザまでお尋ねください。

アステホール全面の場合	返金額
使用日前3箇月までの取消・変更	8割返金します
使用日前20日までまでの取消・変更	5割返金します
使用日前19日以降の取消・変更	返金できません

個別部屋の場合	返金額
使用日前1箇月までの取消・変更	8割返金します
使用日前7日までの取消・変更	5割返金します
使用日前6日以降の取消・変更	返金できません

8. 部屋の使用について

アステ市民プラザ内にはゴミ箱がありません。活動された際に出たゴミにつきましては、各自で持ち帰っていただきますようお願いします。

また、アステホール以外の部屋に関しましては、各部屋に貼っておりますレイアウト図のとおり机・椅子を片付けていただきますようお願いします。

9. 倉庫について

登録グループには、資材等を置ける倉庫を用意しています。場所は抽選で決めさせていただきます。貴重品は置かないようお願いいたします。

また、使用グループが増える場合は、スペースが狭くなりますが、予めご了承ください。

10. 登録グループに係る今後のスケジュールについて

次のスケジュールにより登録手続き等を進めます。

令和8年9月7日(月)	登録申請書の提出期限
	使用希望が重複する部屋・日時の調整 (重複している場合は、アステ市民プラザから連絡・調整します)
令和8年10月上旬	登録承認書の送付 (申請書の申請者に送付します)
令和8年10月13日(火) 受付開始	令和9年4月使用分の申し込み (アステホール全面)
令和8年12月1日(火)～12月14日(月)	令和9年4月使用分登録グループとしての 優先申込期間 (アステホール分割利用及び各ルーム)
以 降	
毎月10日(土・日・祝日の場合は翌平日) 受付開始	6ヶ月先使用分の申し込み (アステホール全面)
毎月1日～14日	4ヶ月先使用分 登録グループとしての 優先申込期間 (アステホール分割利用及び各ルーム)